

会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会	
開催日時	令和2年6月11日	開始時刻 15 時00分 終了時刻 16 時30分
開催場所	枚方市役所本庁舎別館4階 第3委員会室	
出席者	会長：安藤委員 委員：石田委員、江川委員、片岡委員、北山委員、古家野委員、 墨川委員、高田委員、田中（絹）委員、田中（強）委員、 田邊（快）委員、福岡委員、松本委員	
欠席者	田邊（卓）委員、富岡委員	
案 件 名	【案件】 （１）「（仮称）子どもを守る条例」制定の基本的な考え方について （２）「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュールについて	
提出された資料等の 名称	資料1 「（仮称）子どもを守る条例」制定の基本的な考え方について 資料2 「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュール（案） 参考資料1 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会委員名簿 参考資料2 関係条例等 参考資料3 子どもと子育て家庭を取り巻く環境について	
決 定 事 項		
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	4 人	
所管部署 (事務局)	子ども未来部 子ども青少年政策課	

【事務局】

お待たせしました。

それでは、ただいまから「令和2年度第1回枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本分科会にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本分科会の会長が決まるまでの間、司会進行をさせていただきます、子ども青少年政策課長の漆原でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば、委員の皆様には、市長よりお一人ずつ委嘱状をお渡しさせていただくところ、誠に恐縮ではございますが、既にお手元にお配りさせていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

恐れ入りますが、着席させていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況ですが、委員15名中13名のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、本分科会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、第1回の分科会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会の会議の公開等に関する規定第3条第4項の規定によりまして、公開とさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。本日の傍聴者は3名でございます。

また、後ほど会議録の取扱いについて、ご審議いただきますが、記載の内容の正確性を期すため、補助的に会議内容を録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、伏見市長からご挨拶を申し上げます。

【市長】

皆さん、こんにちは。枚方市長の伏見隆でございます。

枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本市の子育て施策を含め、市政全般の各派に渡りまして、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルスにつきましては、大阪府に発令されておりました緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染予防対策が必要な中、本日もご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度は、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会の委員の皆様におかれましては、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定など、本市行政に多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございました。計画の基本理念であります「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現を念頭に置きながら、家庭、学校園、地域、事業者など様々な主体と連携し、各種施策を充実させていきたいと考えております。

本日は「（仮称）子どもを守る条例」の制定について、諮問させていただきますとともに、関連する案件を中心にご審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、何かとご無理を申し上げることになるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本分科会の委員の皆様をご紹介します。

参考資料1「枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会委員名簿」をご覧ください。

（委員紹介）名簿順に紹介

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきますが、令和2年4月1日付で市役所の組織を改編する機構改革が実施され、事務局においても、名称や組織体制に変更がございますので、簡単にご説明させていただきます。

（機構改革説明）

それでは、事務局として出席しております職員を本市の機構順にご紹介させていただきます。

（事務局職員紹介）

【事務局】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議の次第でございます。

資料1としまして、「「（仮称）子どもを守る条例」制定の基本的な考え方について」でございます。

資料2としまして、「「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュール（案）」でございます。

参考資料1としまして「枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会委員名簿」でございます。

参考資料2としまして、「関係条例等」でございます。

参考資料3としまして、「子どもと子育て家庭を取り巻く状況について」でございます。

以上、資料について過不足がないかご確認をお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして、進めてまいります。

はじめに、案件1の「会長の選出及び副会長の指名」について、でございます。

参考資料2をご覧ください。

2ページにございます「枚方市社会福祉審議会条例」の第10条第2項で、「専門分科会に会長を置く」こと、また、「会長は、専門分科会に属する委員の互選によって定める」ことを規定していますが、いかがでしょうか。もし、皆様方からご意見がないようでしたら、事務局のほうから案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）異議なし

はい、異議なしということですので、それでは、現在、ユマニテク短期大学特別招聘教授であり、社会福祉学、児童家庭福祉等を専門分野として、幅広くご活躍しておられ、また、昨年度まで、本分科会の会長として、ご尽力いただきました、安藤和彦委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）異議なし

はい、異議なしということで、それでは、分科会の会長は、安藤委員にお願いいたします。

安藤会長、前の会長席にお座り願います。

会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【安藤会長】

ただいまご指名をいただきました安藤と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

近年、国の人口減少、少子化、先日も第4次少子化大綱が出されたわけですが、それにより、さらに少子化に歯止めをかけようということがされており、加えて、子育て支援に特に注目している中で、この児童福祉に関する取組が、大変重要になってきております。子ども・家庭福祉ソーシャルワークというもの、あるいは保育ソーシャルワークというものが、今後ますます必要になってくると思われれます。そういう意味で、この分科会の役割も、さらに大きなものになっていると思います。皆さんと協力をしながら、この会議の運営を行っていきたいと思いますので、いろいろと積極的なご意見を頂戴できるかと思っております。

初めに当たりまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【事務局】

続きまして、副会長選出ですが、同じく、「枚方市社会福祉審議会条例」の第10条第4項で、「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する」と規定していますので、会長からご指名いただいてもよろしいでしょうか。

では、会長、よろしくお願いします。

【安藤会長】

はい。それでは、昨年度も副会長を務めていただき、子育て支援に関する研究なども専門としておられ、また保育所経営や、あるいは子ども家庭福祉サービスについても、幅広い知識と経験をお持ちの石田先生に、引き続きお願いしてはどうかと考えますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(委員) 異議なし

それでは、石田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

【事務局】

それでは、石田委員、前方の副会長席へ、ご移動をお願いいたします。

それでは、石田副会長、ご挨拶をお願いいたします。

【石田副会長】

副会長に指名していただきました石田と申します。昨年度に引き続きまして、また安藤会長をサポートしていきながら、この会に協力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【事務局】

それでは、「(仮称)子どもを守る条例」の制定につきまして、伏見市長から、本分科会の安藤会長に、諮問をさせていただきます。

伏見市長よろしくお願いします。

【市長】

「（仮称）子どもを守る条例」の制定について、諮問。

枚方市社会福祉審議会委員長 上野谷加代子様、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会会長 安藤和彦様。

近年、子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、様々な子どもの課題が深刻化しており、全国的にも子どもの生命や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案が多数報告されています。

さらに、少子化、核家族化、家庭と地域とのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、より一層、行政、保護者、地域、関係機関など、様々な主体が連携し、社会全体で、子どもの成長を支えていくことが強く求められています。

このような現状を踏まえ、本市では、子どもの人権を尊重することを基本に、すべての子どもが健やかに育つ社会を実現するため、「（仮称）子どもを守る条例」を制定し、子どもの成長を地域社会全体で支えるとともに、子どもに関する各計画等に基づき、本市の現状に即した実効性のある支援策を、総合的に推進していきます。

つきましては、本条例の制定について、子ども・子育て支援に関する分野をはじめとした、貴審議会の広範なご意見を頂きたく、諮問します。

令和2年6月11日。枚方市長 伏見隆。

よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。

委員の皆様のお手元に、諮問書の写しをお配りしますので、ご参照ください。

それでは、伏見市長より、このたび諮問させていただきました「（仮称）子どもを守る条例」の制定につきまして、改めてご挨拶を申し上げます。

伏見市長、お願いいたします。

【市長】

今回の諮問にあたりまして、改めて、一言、ご挨拶を申し上げます。

近年、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもたちを取り巻く現状は、深刻さを増しております。

とりわけ、この間、国においては児童虐待防止対策の強化を図るべく、児童福祉法が改正されました。また、コロナ禍のもとでは、学校の臨時休校が3か月近くに及んだことから、子どもたちへの大きな負担となり、スムーズな授業再開にも支障が出ている状況でございます。

このような子どもを取り巻く環境、こういったコロナの状況にありますと、やはりこの家庭等で、子どもたちがいかに過ごしているかということが、大きな問題ということにもなります。

このコロナの臨時休校の状況の中におきまして、本市の、子どもの育ち見守りセンターにおきましても、中心となって、子どもたちへの状況を把握するために、組織を挙げて取り組んできたところでありますけれども、こういった緊急事態に差しかかりますと、非常に弱い立場に置かれる子どもたちにおいて、問題が生じる大きな機会になっていることだということで、やはり、普段から、子どもを守る体制として、市役所としては、組織を挙げて、横の連携をつくり、また、社会としては、社会全体として、子どもの育ちを支えていくということが必要であるというふうに、強く、改めて認識したところであります。

この子どもを取り巻く環境の中で支えていくにあたりましても、本市としては、課題としましてやはり個

個人情報の取扱いというのが、一つの壁になっているのではないかというふうに考えております。この個人情報の取扱いにつきましても、もちろん、しっかりと保護していかなければならないというところではあります。子どもを守るという大きな目的をもちまして、これを最大限に重視していただきまして、そして、この個人情報の活用を図っていただくということが重要ではないかというように考えています。

また、本市のこの体制も、先ほど申し上げましたとおり、今年度からは、子どもの育ち見守りセンターを市長直轄の組織として、この庁内挙げて横の連携を図れるように、縦割りにならないように、これがまた情報の連携を阻害する原因になりますので、組織を改編し、子どもを守っていく体制も整えていることとなります。

このたびの、「子どもを守る条例」の制定におきましては、先ほど諮問させていただきましたので、このような本市の課題も踏まえていただいた中で、この壁を乗り越えた非常に有意義な条例にしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも、皆様の専門知識を生かしていただきまして、条例の制定にお力添えいただきますよう、お願い申し上げます。

今般、「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方を実現するため、社会全体で子どもの成長を支える」といった姿勢を改めて宣言いたしまして、市を挙げて理念と方針を再確認するとともに、子どもを守る仕組みづくりをさらに推進するため、この「（仮称）子どもを守る条例」を制定し、子どもに関する各計画に基づく実効性のある支援策を総合的に推し進めたいと考えております。

何とぞ、貴審議会の広範なご意見を頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

伏見市長におきましては、他の公務があるため、ここで退席をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

【市長】

どうぞよろしくお願いします。

（市長退席）

【事務局】

それでは、以後の進行につきまして、安藤会長よりよろしくお願いいたします。

【安藤会長】

それでは、皆さん改めまして、会長に選出いただきました安藤でございます。

次の案件に移る前に、本分科会の担当事務について、確認の意味を込めて、皆さんと共有化を図っていきたいと考えていますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

本分科会の担当事務につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、参考資料の2をご覧ください。枚方市の社会福祉審議会条例でございます。

まず、この子ども・子育て専門分科会は、社会福祉審議会の分科会となっておりますので、2ページの、「枚方市社会福祉審議会条例」の第9条第3号に規定しております、子ども・子育て支援法に規定する合議制の機関となっております。

担当事務につきましては、4ページをご覧ください。4ページに、社会福祉審議会の規則がございます。

「社会福祉審議会規則」の第2条第2項の4号に規定しておりまして、子ども・子育て支援法の第77条第1項に掲げる事務というものになっております。

具体的に申し上げますと、7ページが子ども・子育て支援法の抜粋になっております。そこをご覧いただきますと、特定教育・保育施設の利用定員の設定、あるいは、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更、あとは実施状況の調査審議などとなっております。

以上、担当事務につきましては簡単ですが、ご説明は以上となります。

【安藤会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に沿いまして、審議を進めてまいりたいと思います。本日は4時30分を終了の目安として進めてまいりたいと思います。

それでは、案件の3「会議の運営について」事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

案件3「会議の運営」につきまして、ご説明させていただきます。参考資料2の2ページをご覧ください。

まず、会議の公開についてですが、この条例の第8条におきまして、審議会の会議の公開等を規定しており、10条第5項で、この規定につきましては、分科会において準用すると規定していますので、本分科会の内容につきましては、「公開」とさせていただきたいと思っております。

なお、傍聴につきましては、8ページの「枚方市社会福祉審議会、子ども子育て専門分科会の傍聴に関する取扱規定要領」によりまして、傍聴いただくこととなっております。

次に、会議録の取扱いについてですが、2ページの条例の第8条第2項、こちらに基づきまして、会議録のほうを作成することとなっております。

この表記につきましては、委員様の個人名と発言内容を事務局で記載して、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、会議録とさせていただきます。

作成した会議録につきましては、市のホームページや情報公開コーナーで、後日公表させていただきますので何卒よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【安藤会長】

はい、ありがとうございました。

今、会議の公開、及び、会議録についての説明がありましたけども、いずれもご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

ありがとうございます。

それでは、案件4の(1)「(仮称)子どもを守る条例」制定の基本的な考え方(案)について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

[資料1「(仮称)子どもを守る条例」制定の基本的な考え方、参考資料3、子どもと子育て家庭を取り巻く状況についてに基づき説明]

【安藤会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から、案件4の(1)について、説明をいただきましたが、ご質問やご意見などがあれば、お願いしたいと思います。

【古家野委員】

子どもを守る条例というところですが、他市などを見ると、子どもを虐待から守る条例というのは、たくさん検索すればヒットします。もう少し、広い位置づけのものとして、恐らく子どもを虐待から守る条例というのも、枚方市に今はなく、それも包含して、もっと広い内容の条例を定めるというような、大まかな趣旨といいますか、位置づけのようなものをお示しいただけたらと思っております。

【事務局】

今、委員からも言っていたように、虐待というのは、やはり子どもの命を一番脅かす非常に大きな課題ではありますが、虐待も含めて、不登校であったり、いじめであったり子どもの命や、安全に直面している課題を、広く課題として捉えているもので、そこに対応していく条例となります。

【安藤会長】

よろしいでしょうか。

【古家野委員】

枚方市としてより積極的に、とにかくほかの市よりも、充実したものを展開しようとされて、計画されていると理解してもいいんでしょうか。虐待は確かにいろいろなところで、たくさん設けられているみたいですが、より積極的な施策を展開するために、というような位置づけと理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

他市において、虐待や、いじめなどに特化したような条例を作っているところもありますし、子どもに係る条例という形で、より広い形で条例を作っているところもあります。そういった中で、繰り返しにもなりますけれども、やはり子どもの命を守るという観点から、虐待も含めて、子どもの課題に対応していきたいと考えております。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【石田副会長】

この資料1の2ページ目の、基本的な考え方のところですが、こちらの4番のところについて、少しお聞きしたいと思います。

実は、今日の伏見市長からの話でも、個人情報の話が出ていたので、ここは、条例のかなりメインになっ

てくるところかなというように思っています。

お聞きしたいのは、一つは、今でも、要保護児童対策地域協議会において、いわゆる要対協においては、このような情報共有というのはなされている中で、さらにこれが必要になってくるというのは、要対協で取り上げられるような、いわゆる虐待の深刻なケースよりも、幅広い、より広い情報共有を市としてはしていきたいというようなことで、情報共有の体制をつくっていききたいということなのかなというふうに考えていますが、その理解でいいのかということが一つ。

もう一つは、この条例の中で、もしこれを位置づけていくとして、この条例の中で、どのように情報共有をしていくのかというような方法までを、条例で策定するのか。この条例ではこういう方向でいくというようなことを決めて、細かい規定とかに関しては、また別に設けることになるのか。というような、この条例の位置づけというか、その辺りのことについて、どこまでこの条例に盛り込むべきなのかということについて、お聞きしたいです。

以上、2点について、お願いします。

【事務局】

どの辺のところまでを情報共有するかというところだと思います。副会長からもありましたように、要保護の子どもの情報については、今、要対協のほうで管理している部分もありますけれども、今回の条例の趣旨としては、子どもの命を守るという観点から、どの情報についても全て共有するかというと、そこはまた考えていかないといけないとは思いますが、子どもの情報と言いましても、幅広い課が子どもの情報を持っているところで、その情報については、目的外利用ということで、必要に応じて利用している部分もありますけれども、やはりそれをよりスムーズにやっていかないといけないという面もありますので、そういった意味で、子どもの命を守るという観点で、情報を一元化していきたいということです。ただ、それは、申し上げたように、例えば要支援のこと、支援が必要である子どもという枠をかけるとか、そういった部分においても、今後審議会の中でもお示しはしていきたいと考えております。

また、どこまで条例の中で記載していくのかという部分につきましては、あくまでそのような支援を要する子どもに関する情報につきまして、市の関係機関を横断して共有を活用するということについて、その必要性を示し、市民の理解・協力を求める内容としていくというように考えておりますが、条例中に、具体的な項目まで記載するというところまでは、現時点においては考えておりません。

【石田副会長】

ありがとうございます。

【安藤会長】

それでは、ほかにございませんでしょうか。

【石田副会長】

すみません、皆さん考えている間にもう一つですが、今のところに関連するんですけれども、市の関係機関を横断してというようなことに関しては、子どもの関係機関というよりも、もっと広く考えているんですね。例えば、当然、生活保護のこともありますし、最近、新聞で話題になっているものでいえば、ヤングケアラーの問題ですね。家庭に高齢者がいた場合、その高齢者とかの介護を子どもがやっているということが、最近、大きな問題として取り上げられていますけれども。そういう高齢者の関係機関とも連携を取り合っていくという、そこまでの幅広いことを想定されているのか、子どものことで、今まではできなかった

たが、子どもの関係機関というような意味合いで捉えられているのかということについて、お聞きしたいです。

【事務局】

今、ご指摘の例えば生活保護の情報であったり、高齢者の属する世帯の情報等も含めまして、今後、慎重に精査していく必要があると考えております。例えば、子どもの家族の情報等ですね、その生活状況の情報につきましては、その必要性を示しながら、関係機関と適切に情報共有をしていくという部分も含めた形で、今後検討していきたいと考えております。

【石田副会長】

ありがとうございます。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【古家野委員】

もう少し、趣旨というか同じところを補充して説明をお聞きしたいんですけども、今回、組織改編があったということで、より連携して、いろいろな取組をされるということを考えまして、この条例も、それとセットになると考えて、今回つくられようとしているのか、この条例がないとできないと思っていることがあるからなのか。その辺が、もう一つ理解できてないので、教えていただけたらと。

【事務局】

庁内の組織に関しましては、子どもの育ち見守りセンターというところをつくりまして、子どものソーシャルワークの拠点として、条例に先がけ、まずは組織改編をしています。今回の子どもの課題に対応していくという部分は、やはり社会全体で、庁内の横連携ももちろん、これに併せて取り組んでいかないといけないんですけども、やはり社会全体で取り組んでいかないといけないので、その部分を、市民の皆さんとも共有していくという意味で、条例を制定する中で、その必要性であったりとか、そういう部分を共有していきたいというところで、条例の制定というものを考えております。

【北山委員】

ここに書いてあることで、横の連携を取っていかないといけないというのは、多分、今まで枚方市の中でも、もちろん努力をされていますし、各関係施設の中でも、普通に今までずっと取り組んできたことだと思いますが、条例を制定しないと、どこか行き詰まっているところがあるので、条例を制定されるのかなと、先ほどの市長と、今の説明を聞いて思いました。

できたら、一般的な具体的な例で、このようなところで困っているの、こういう条例があればいいなという具体例を、一つ二つ挙げていただけると、皆さんよく理解できるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

具体的になんですけども、少々遡って説明させていただきますと、枚方市においては、子どもの権利条約を踏まえて、人権擁護ということを盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を昨年度、諮問させていただ

きました。その施策は着々と進めているという自負は、我々としても持っております。子どもの計画につきましては、この事業計画だけではなくて、子ども・若者育成計画であったり、ひとり親家庭等自立促進計画であったり、個々の計画に基づき、細かい施策についても取り組んでいる。こういう状況がございます。

そのような中で、枚方市の現状を見ますと、個々の施策はたくさんやっておりますが、連携の取れた一貫性のある施策が十分なされているのかという課題があります。子どもを取り巻く環境というのは、日々、困難さを増していく中で、このまま施策を進めるだけでは、やはり市として行政の責務としては不十分であるというところの観点から、今回、市長の熱い思いの下で、組織の改編も実施し、そこに取り組んでいきたいと考えています。その中で、教育、福祉、健康医療、全ての分野において、いろいろと情報を共有していく必要がある。具体的にどんな事例があるかといいますと、一つことが起きたときに、そこから子どもの情報を一から各行政、所管課が、個人情報の管理のもと、取得された情報を各所管課で集約いたします。このように、ことが起きて初めて情報共有に動き始めるのと、一定、子どもの情報を行政として一元化する中で、動き始めるのとでは、子どもたちに対する早期対応という場面ではやはり大きな差が生じます。そういう意味で、横の連携をしっかりと取りながら、できるところまで情報は一元化して、行政として取り組んでいきたい。子どもの命や身体的な危険からしっかりと守り、健全に育成していく施策を今まで以上に推進していきたいという思いで取り組んでいるところです。

そのようなことを含めて、条例の中で、今、市民の方々の中にも、やはり個人情報の取り扱いというのは非常に興味も高いものがあります。子どもの命を守るという視点で情報共有を行うことについて、一定、理解を求めていきたい。枚方市はそういう方向で、一定、子どもの情報については、各部局、個人情報とはいえ、子どもの命を守るときには、即時に動けるような体制を整えて、市の子どもたちを守っているのだということも分かっていた。こういうことも発信していきたいという思いで、今回、条例の制定まで進めていきたいというような思いであります。ただ、条例の中にどこまで書くかというのは、先ほど課長も申しましたけれども、大きな部分で、その情報共有についての市民理解を得ていきたいという思いではありますので、考えていないという状況です。

【安藤会長】

はい、ほかにございませんでしょうか。せっかくの時間ですので、どんどんご質問、ご意見を頂戴できたらと思います。

はい、どうぞ。

【北山委員】

幼稚園で預かっている個人情報については、保護者の人に、「きちんと保持します」ということを言っておりますが、警察や監督官庁からの要請については、それは個人情報保護の法律の中で提供することになっているので、それは事前にお知らせはしているんですけど、枚方市というこの地方自治体の中でも、市役所の中でも個人情報保護の観点から情報共有などをしたら駄目なのでしょうか。

【事務局】

やはり、個人情報を集める場合に、行政においても、目的に応じて管理を担当するということになっております。例えば税を賦課するための情報として集めているのに、違う目的で、その情報を他部局が使うというのは、目的外利用ということになります。そのときはご本人の承諾が必要であったり、個人情報保護条例も、一定の例外規定、例えば、生命、財産の保護に関わり緊急性がある場合などに得ることはあるんですけども、そこは一定の制約がかかります。

【北山委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【古家野委員】

3 ページの基本的な考え方 5 のところ、4 が多分、今の個人情報に係るかと思いますが、5 のところで、地域・事業者などと一体となってというところで、社会総がかりで子どもを守るというようながあります。これは、具体的にはどういうものをイメージした考え方なのでしょうか。

【事務局】

そちらの部分につきましても、これからまたお示ししながらご意見をいただきたいと思います。やはり先ほどの説明でも、例えばそれぞれが地域の役割であったりとか、関係機関の役割であったりとか、そういったものをお示ししながら、その地域づくりという部分につきましても、やはり行政だけでなく、社会全体でやっていくということが、これから大事になってきます。例えば子どもが安心して暮らせる地域づくりについて、地域での交流づくりもやっていくとか、これからになりますので、そういう部分を含めて、お示ししていきたいなと思っていますところ。

【古家野委員】

その個人情報のことも、命に関わることであれば、恐らく例外的に使うことが、いろいろされるようなケースがもちろんありますけれども、これをこう条例の形で使うと、こういうことも形にするとか、こういうことをみんなでやっていこうという共通のものを、これも確か2月か3月の広報ひらかたにも、子育て関係の記事が載っていて、すごく印象的だったんですけども、またこのような条例をつくるというところで、市民にアピール、広報することによって、より市民の理解を得て、一体となってやっていくという、一つの柱となるような条例にしていくということですね。わかりました。

【安藤会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

要保護だけではなくて、要支援、また少し気になるという子どももたくさんいらっしゃるわけで、そこをやはり要保護だけでなく、もう少し広くですね、枚方市としては見守りを深めていきたいという、子どもたちの声なき声を、何とかしっかりと見つけて、早期発見、早期対応をしていきたいという思いを、この条例の中に盛り込む中で、市民にも発信をしていきたいということです。

【安藤会長】

何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【石田副会長】

今の話をずっと聞いていると、若干その条例の中に二つのものがあるように感じています。一つは、もう

ほかの計画とかに示しているものが多い中で、例えば先ほど言われた、基本的な考え方の3ページの5とか、基本的な考え方の1とか、2とかに関して、ほかの計画とかでも具体的に示されているものが多い中で、あえてこれをつくるというのは、市の姿勢をもう一度示すというような意味合いが一つあるのかなと。

市として、子どもを守るために、こういう方針、姿勢でやっていくという姿勢を示すというものが一つの内容としてあり、もう一つは、先ほど言われたように、情報共有の中で、要対協で扱うようなケース以外の、もう少し広くなってくると、根拠的にどうなんだろうかという疑問なケースがあるので、それに関しては、この条例をつくることで、そういうケースに関しては情報共有の根拠として示しますよというような意味合いがある。条例の中に盛り込む内容として、何となく二つのレベルがあるような感じが、私は思いました。

なので、とりあえず基本的な考え方、5のことにに関して、細かく何かを決められるということではなく、こういう方針でいきますというようなものなのかなと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】

今、言っていただきましたように、条例において目的や理念など、本当に市民の方と一緒にやっていきたいということの意味、方向性というのを改めて宣言して、そのためには、やはり様々な主体の役割も明らかにしながらやっていくという意味も、もちろんございます。

それから、それに付随する体制整備という部分で、今、言っていただいたような形で、情報の活用の仕方という部分も、市民の皆さんに必要性を示しながらやっていきたいという部分で、理念を示す部分と、さらにその体制整備も併せて行うというところの、実行性のある部分を入れていくようにしていきたいと考えています。

【石田副会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【安藤会長】

ほかに、ございませんでしょうか。はいどうぞ。

【古家野委員】

去年度までの、ここの分科会の中で、アウトリーチの取組を、市としてもうちちょっと何か手だてがないものかというような話が出てたかと思うんですけども、京都市でも、最近、子どもに、「こども宅食」という、おうちに食べ物を定期的に送るという取組を、京都市と福祉会とこども宅食の応援団という一般社団法人と三者で合意をして、取組を始めたということで、寄附なども募ってやっておられます。具体的な動きがあるかどうかはともかく、アウトリーチ型の施策もやはり、市民との協働が必要になろうかと思うので、今回の条例を市民と共有することで、そういった方向性にも展開しやすくなるというような理解をされていて、よろしいでしょうか。

【事務局】

それぞれの支援の中は、ある意味、今おっしゃってるようなアウトリーチというものが必要なところもあるかと思います。宅食の話とはちょっと違いますが、例えば、本市では「子ども食堂」が19団体あります。今は、みんなで集まってという形での実施は無理ですので、お弁当を手づくりしていただいて、それを

配るというか、そこで配布していただいて、より広く活用いただいているという状況です。

そういった、地域の中で、子どもたちを見守るというところを、やはり今後、より広げていかないといけないというのもございまして、先ほどもありました地域絡みでやっていくという部分も、地域を結ぶ担い手も育成していくという部分もいろいろ子どもたちの声なき声を聞き入れていく部分も、地域の中でもありますので、この条例を通じて、地域の中で、子どもを見守るというところを広げていかないといけないなというふうには思っております。

【古家野委員】

ありがとうございます。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【福間委員】

ちょっと確認になりますが、基本的な考え方の4のところ、市民にも協力を求めるというような情報の共有の中で、私たちの活動の中では、こういうことが、多々あると思うんです。45校区の中でね。これは、虐待に関することが多いですが、市民や住民の方の、まず一報から入ってきて、それをすぐ市役所とかに言うのではなく、私たちの立場として、調査というのを、いろんな形でさせていただいてから、これは、私たちが補える内容なのか、それともやはり関係機関にお預けして、ちょっと一歩踏み出させていただくとか、そういうとこまでちょっと考えて動く内容なんですけど、それは今までどおりみたいなことでよろしいんでしょうか。このことの内容を踏まえたら。情報を頂いて、その内容によって関係機関にお渡しするというのが、共有して解決して、このような感じで踏まえたらいいんでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

これは本当に、地域での見守り活動であったりとか、それからお声かけというところで、親御さんにアウトリーチであったり、もしくは地域のまちづくりみたいな形でも、丁寧に見ていただいていることかと思えます。

それにつきましては、当然この社会総がかりで、子どもを守っていくということにつながっていきますので、今までどおりにしていただきながら、またそれが縦と横でつながっていくように、今まで以上に、それがつながっていく、その次へつなげていけるような形にと思っておりますので、これまでの取組をしていただければ結構かと思えます。

【福間委員】

ありがとうございます。

【安藤会長】

それでは、おおよそ予定をしておりました時間になりましたので、これから何回かこの会がありますので、戻ってご意見を頂いても結構かと思えますので、別に今日、全部を出してもらわなくても大丈夫ですが、4時半ごろを目安にということでしたので、申し訳ございませんが、このあたりで、この部分につきましては、終わらせていただきたいと思います。

事務局においては、出された意見を踏まえて、条例案の作成に取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、案件４の（２）「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュール（案）」に基づき説明]

【安藤会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から、この制定のスケジュールについての説明がありましたが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議については、この程度とさせていただきます、続きまして、案件の５「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

案件５の「その他」としまして、本分科会の今後のスケジュールについて説明させていただきます。

本日の資料等につきまして、追加でご意見やご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、６月１９日の金曜までに、お電話、ファクス、メールなどによりまして、事務局の「子ども青少年政策課」までご連絡頂きますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、事務局のほうで、まずは案を作成させていただいた後に、皆様にメールまたは郵送でお送りさせていただきます。

そして、皆様にご確認いただいた後に、その結果を会長のほうと調整させていただきます、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会の日程は、８月頃を予定させていただいておりますが、委員の皆様には、改めて日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

【安藤会長】

ただいま、事務局から今後のスケジュールにつきまして説明がありました。何かご質問はございますでしょうか。また今日のご質問、ご意見等を出されなかった方も、あるいは、さらに質問したかったという方がおられましたら、６月１９日の金曜日までに、電話、ファクス、メール等によって、事務局までご連絡いただいたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日、皆様から貴重なご意見をたくさん頂きまして、ありがとうございました。

予定した案件は全てこれで終了いたしましたので、これをもちまして、令和２年度第１回枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会を終了したいと思います。

どうも皆様、ありがとうございました